大学院 博士前期・博士後期

名称	日本学生支援機構 第一種奨学金(無利子貸与)
対象	大学院 博士前期・博士後期の在学生
募集時期	4月上旬、9月下旬
決定時期	7月、12月
貸与期間	最短修業年限 *毎年「奨学金継続願」の提出が必要です。(資料配布:毎年 12 月頃)
貸与金額 (月額)	下記より月額を選択 博士前期:50,000円、88,000円 博士後期:80,000円、122,000円
学力基準	<博士前期> 大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること 〈博士後期> 大学・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること ※詳細は募集時に配布する要項を確認のこと
家計基準	本人および配偶者の収入金額が機構の定める収入基準以下であること
返還	卒業後10~20年以内に月賦または月賦・半賦併用で返還

名称	日本学生支援機構 第二種奨学金(有利子貸与)
対象	博士前期・博士後期 院生
募集時期	4月上旬、9月下旬
決定時期	7月、12月
貸与期間	最短修業年限 *毎年「奨学金継続願」の提出が必要です。(資料配布:毎年 12 月頃)
貸与金額 (月額)	下記より月額を選択 50,000円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円
学力基準	〈博士前期〉 ①又は②のいずれかに該当すること。 ①大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること。②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。〈博士後期〉 ①又は②のいずれかに該当すること。 ①大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を備えて活動することができると認められること。 ②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。 ※詳細は募集時に配布する要項を確認のこと
家計基準	本人および配偶者の収入金額が機構の定める収入基準以下であること
返還	卒業後10~20年以内に月賦または月賦・半賦併用で返還

名称	授業料後払い制度(無利子貸与)
対象	博士前期 院生
募集時期	4 月上旬 (新入生は入学試験出願時に事前申請が必要)
決定時期	7月
貸与期間	最短修業年限
貸与金額	●授業料支援金:授業料相当額およびその保証料の貸与 ●生活費奨学金:月額2万円または4万円を貸与(授業料支援金とは別途、希望者に貸与)
制度の特徴	・本制度は在学中の授業料を国が立替え、大学院修了後、所得に応じて返還することで、授業制を「終れ」、トラススのです。
注意事項	業料を「後払い」とするものです。 ・日本学生支援機構の無利子の貸与奨学金(第一種奨学金の一形態)であり、本制度を利用 すると第一種奨学金が受けられません。
	・機関保証制度への加入が必須です。
	・授業料支援金の対象は「授業料」のみであり、「教育環境充実費」、「諸会費」については納入が必要です。
学力基準	大学等・大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等 に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められること ※詳細は募集時に配布する要項を確認のこと※詳細は募集時に配布する要項を確認のこと
家計基準	本人および配偶者の収入金額が機構の定める収入基準以下であること
返還	授業料支援金(支援対象授業料及び保証料の合計額)及び生活費奨学金の合計額に達するまで、大学院修了後の所得に応じ、返済(無利子)を行う。 例えば、単身なら300万円程度、扶養する子供が2人いれば400万円程度までは所得に応じた返済は始まらない。基準年収以下の場合は月2,000円など一定額を返済する。 基準の年収を上回る場合は「課税対象所得から子供の人数に応じた額を控除した額」の9%を返済する。